

公 示 用

令和 8 年度 施行 (公共)

川向橋修繕工事
現場説明書及び特記仕様書

八雲町 建設課

現場説明書

【1】適用

1) 施工仕様

この工事の技術的要件、施工方法、及び施工上の制約条件は、北海道建設部土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という）を適用する。
また、共通仕様書を補完し、当該工事固有の技術的要求かつ施工条件明示に係る事項を、別添「特記仕様書」に定め、これを適用する。

2) 設計図書等

この工事において、契約上の制約を有する設計図書、またこれを有しない参考資料は、北海道建設部が制定した土木工事積算基準（以下、「積算基準」という）、土木工事工種体系化の手引き（以下、「体系化」という）、及び土木工事数量算出要領（以下、「算出要領」という）に基づき作成している。なお、これらに定める基準及び事項については、次のとおり扱っている。

- a) 機械施工と人力施工等、施工方法の区分は図面等から判断しているが、機械施工が困難である場合を除き、機械施工としている。
- b) 各基準において標準工法や標準機種が定められている場合、又は別添「特記仕様書」等で明示している場合を除き、標準工法・機種で積算している。
- c) a) b) については請負者の任意施工を拘束するものではない。但し、現場条件等により、これにより難しい場合は必要に応じて設計変更する。
- d) （体系化で定めるところの）規格・摘要欄の明示した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。
- e) 変更設計図書等の作成及びこれに係る調査等は、請負者が行う場合がある。

3) 竣工書類

この工事の竣工書類は、共通仕様書及び算出要領等による他、八雲町建設課・建設管理課が策定した「土木工事竣工書類作成実施要領」を適用する。また、これの提出に係る編纂仕分けは、本要領の『(必要提出)竣工書類総覧』頁でいうところの「S」をもって基本とする。

4) 参考とする図又は資料

これは、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項については請負者の任意施工を拘束するものではない。但し、現場条件等により、これにより難しい場合は必要に応じて設計変更する。なお、設計上過大な計画に対して変更するものでない。

5) その他

- a) この他、数量算出に係る書面、設計計算に係る書面等、契約上の効力を有する設計図書、またこれを有しない参考資料等が存する場合にあっては、その求めと必要に応じて、入札参加者及び請負者に提供されるものとする。
- b) 支障のない範囲で、その他の図書類を適用又は準用する場合がある。

【2】手続き（工事関係書類等）要件

八雲町当該課における手続きについては、契約書をはじめとし、仕様書、八雲町策定の「建設工事競争入札心得」、広告通知書類等を踏まえた上で、以下を適用する。

1）落札後契約前

- a) 落札金による積算内訳書(見積書)の提出は、原則、課せられ、工種及び種別までの内容で、確認又は聴取を受ける。
- b) 建設リサイクル法に係る協議書の提出は、規定の範囲で、課せられる。
- c) その他（)

2）契約後完成前

- a) 前払金の請求は、規定の範囲で、できる。
- b) 契約保証は、規定の範囲で、課せられる。
- c) 工事工程表、現場代理人及び主任技術者等指定通知書、同経歴書、労災保険成立の証の提出は、契約日から5日以内に課せられる。
- d) 下請負人選定通知書及び再下請負通知書の提出は、規定の範囲で、課せられる。
- e) 建設業退職金共済機構又は中小企業退職金組合に係る掛金収納届（変更した場合も同じ）及びこれの実績書の提出は、規定の範囲で、課せられる。なお、現場事務所等に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。
- f) 八雲町管理敷地の占用に係る協議及び許可の申請は、施工に先立ち、課せられるものとする。
- g) 建設リサイクル法に係る説明、届出、及び報告の書は、規定の範囲で、課せられる。
- h) 施工体制台帳及び施工体系図の提出は、規定の範囲で、課せられる。
- i) 工事カルテの確認及びその受領写しの提出は、規定の範囲で、契約日から休日を除く10日以内に、課せられる。
- j) 施工計画書の提出及び承諾は、施工に先立ち、課せられるものとする。
- k) 材料等の承認願いの提出及び承諾は、施工に先立ち、課せられるものとする。
- l) 施工に係る協議等は、原則、文章をもって行う。但し、緊急を要する場合等は口頭も可とし、追って文書に替える。
- m) 段階確認・立会等は、原則、文章をもって行う。但し、緊急を要する場合等は口頭も可とし、追って文書に替える。
- n) 工事標識(工事件名版)にあっては、共通仕様書に準じ、さらに請負金額(変更した場合も同じ)を明示すること。

3）完成後受渡前

工事完成通知書の提出にあっては、工事全容が簡潔に理解(把握等)できる完成写真、及びこれ（原則、同位置）の着工前写真の編纂(A4版)を付さなければならない。（この工事は、1部提出をもって課せられる）

なお、工事の性格上、主体工種が隠れたり又は喪失する等、全容の理解度を高める必要がある場合において、部分完成及び状況等の写真編纂を加えるものとする。

【3】積算補足

- a) 間接工事費及び一般管理費等の率算・・・北海道建設部制定 土木請負工事費積算要領（一般土木編） 準拠
- b) 積算要領準拠にあたっての工種区分・・・橋梁保全工事
- c)

【4】問い合わせ

見積用参考資料、設計図書、及び積算等に関わる質問事項がある場合は下記による。

問合せ先	八雲町建設課土木係
質問形態	原則、文章（但し、支障のないものと判断するときは口頭で受ける場合がある）
回答形態	原則、文章（但し、支障のないものと判断するときは口頭で応ずる場合がある）
質問期限	指名通知書類による。
そ の 他	・質問の内容によっては回答できない場合がある。 ・質問回答書は、原則、公示する。（但し、支障のないものと判断するときはこの限りでない）

特記仕様書

(総則)

- 1) 本書は、北海道建設部土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という）を補完し、当該工事固有における技術的な要件、及び施工上の制約条件を定める。
- 2) 本書に明示している事項は、設計図書さらには契約図書の一部であり、かつ共通仕様書より優先するが、これら又はその他参考資料と内容が一致しない場合は、必要に応じて、発注者と請負者は協議できる。
- 3) 本書の明示内容に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、発注者と請負者による協議の上、必要に応じて、契約変更を行う。
なお、明示していない内容又は不明確な事項についても、契約書の関連する条項に基づき、必要に応じて、発注者と請負者は協議できる。

(索引)

- ・ 関係協議者
- ・ 段階確認
- ・ 排出ガス対策型建設機械の使用について
- ・ 建設リサイクル法に係る対象建設工事について
- ・ 交通規制について
- ・ 見積策定単価について
- ・ 完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日工事【現場閉所】の実施について

八雲町 建設課

施工条件明示（特記仕様書）

【前提事項】

受注施工者(請負者)は、この工事を円滑に進捗させるために、設計図書等と現場の詳細な精査、厳正な施工管理、及び安全かつ環境対策を十分講ずることはもちろんのこと、関係者及び地域等の民生安定と積極的な調整をはじめ、これの協力及び理解を得て、また関係法令等に準拠しつつ、監督員との密な連携の下、全責任をもって、結果、トラブル等が生じることなく、完遂しなければならない。

当該工事として、このことを踏まえた固有要件を、あらかじめ、以下に明示するので、留意すること。

1. 關係者協議

これについて、あらかじめ次に示すので、事前調整及び説明、並びに打合せ、確認等を図り、もって監督員に報告すること。なお、これ以外の協議についても必要あるものは行うものとする。

[illegible]

2. 段階確認

次に掲げる事項については、監督員による臨場の確認を要する。但し、臨場(願い)に係る設定は、発注者の勤務時間内であることに配慮すること。

工 種 / 種 別 細 目 / 規 格 等	対 象	区 分	確 認 時 期	摘 要 (試験及び測定項目・確認概要・留意事項・補足説明・その他)
全般	その他	準備	施工直前時	現地確認及び状況説明
舗装工	出来形	施工	施工途中時	切削厚確認、初期締固め前温度確認

〔留意事項〕

- 〔1〕 この試験及び測定等に係る確認の頻度は、監督員の指示による。但し、臨場から机上に替える場合がある。
- 〔2〕 この試験及び測定等に係る確認の方法及び規格(相当値)は、設計図書又は監督員が指示するその他の図書類による。
- 〔3〕 これは、あくまでも重点監督事項であって、(共通・特記)仕様書により請負者が行うべき施工管理と混同しないように留意すること。
- 〔4〕 さらに詳細に、又はこれ以外に、監督員より指示する場合がある。
- 〔5〕 現場の進捗状況によりどうしても監督員が立ち会えない際は、協議により社内検査にて対応する場合もある。

4. 工程調整

- (1) 関連工事との調整、気象、及びその他の環境状況等を見極めて、施工の着手及び進捗を図ること。
- (2) 無計画な自己都合による着手遅延又は現場放置は、厳に慎むこと。

-4

5. 現場監理

- (1) 工事敷地(道路敷地及び八雲町管理敷地)内利用をもって施工すること。

6. 連絡体制

やむを得ず、休日（休庁日含む）及び夜間に工事を行う場合、又は休暇する場合にあつては、あらかじめ、監督員に報告すること。
また、常日頃から監督員との連絡を密にし、時間が問わない緊急時における体制と対応を整えておくこと。

7. 取り合い

当該工事と周辺との取り合いについては、十分留意(配慮)すること。

8. その他

- (1) その他不明な事項等があれば監督員と協議すること。また、この他の特記仕様については別添のとおりである。

排出ガス対策型建設機械の使用について（特記仕様書）

- 1) 当該工事において建設機械を使用する場合は、現場作業環境の改善、及び大気環境の保全を目的として、積算基準で認める排出ガス対策型建設機械（以下、「排対機械」という）を使用することを原則とする。
- 2) 排対機械を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下、「排対機械等」という）を使用することで排対機械と同等とみなす。
- 3) 但し、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対機械等を使用できない場合は、理由書を監督員に提出すること。
- 4) 施工計画書には、排対機械等を使用するか、非排対機械を使用するかを使用機械一覧に明記すること。
- 5) 施工現場において排対機械等の使用を確認（指定ラベル）できる写真撮影を行い、監督員に提出すること。
- 6) 排対機械等を使用できない場合については、設計変更の対象とする。

建設リサイクル法に係る対象建設工事について（特記仕様書）

- 1) この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が **義務付けられるものとする工事である。**
（なお、実施の義務付け化は、落札又は契約変更時で確定するものである。）
- 2) 実施が義務付けた場合は、すみやかに、建設リサイクル法第13条の規定による書面交付を、本課管理所掌に行うこと。
（書面とは、別添の協議書及び別記の様式を標準とする。）
- 3) 実施が義務付けた場合は、工事着手する日の7日前までに、建設リサイクル法第12条の規定による書面交付を、監督員に行うこと。
（書面とは、別添の説明書、届出書、及び分別解体等の計画等の様式を標準とする。）
- 4) 実施が義務付けた場合であって、再資源化等が完了したときは、すみやかに、建設リサイクル法第18条の規定による書面交付を、監督員に行うこと。
（書面とは、別添の再資源化等報告書の様式を標準とする。）
- 5) 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた工作物等の解体においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則に定められた方法により分別解体等を実施すること。
分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とび、土工工事業に係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。
また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分別解体等の監督をさせなければならない。
- 6) 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、発生木材）は、下表のとおり再資源化等を実施すること。
また、工事状況、再資源化等施設の状況等、さらには請負者の都合又は裁量により、下表により難しい場合は、その理由書並びに必要な資料を提出の上、変更等について監督員と協議すること。なお、これの変更は、資料等を踏まえて、契約(設計)変更の対象とする場合がある。

当該工事による特定建設資材廃棄物の再資源化等の当初設定表				※ 別添、案内(位置)図あり
種 類	搬出数量	再資源化等施設名	〔所在地〕	※取り扱い種別
コンクリート塊	13.1 t	ツバメ工業（株）	〔二海郡八雲町立岩18番地8〕	※C o, A s
アスファルト塊	83.0 t	ツバメ工業（株）	〔二海郡八雲町立岩18番地8〕	※C o, A s
発生木材（抜根・伐木除く）	t			

※実施が義務付けた場合は、当初設定において発生しないものとしている種類の特定建設資材廃棄物であっても、原則、2) 3) 4) を適用する。

資源有効利用促進法及び建設副産物実態調査に係る対象建設工事について（特記仕様書）

【1】資源有効利用促進法

- 1) この工事は、「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号、以下「リサイクル法」という）に基づき、再生資源の利用（再生材の搬入）及び再生資源の利用促進（再資源化施設への搬出）の実施が **義務付けられるものとする工事である**。
- 2) 実施の義務付け化は、次の要件の場合による。
 - a) 再生資源の利用計画について（資材の現場搬入に係る計画において）

・ 500m ³ 以上の土砂
・ 500t以上の砕石
・ 200t以上の加熱アスファルト混合物

のいずれか該当する場合
 - b) 再生資源の利用促進計画について（資材の現場搬出に係る計画において）

・ 500m ³ 以上の建設発生土
・ 200t以上のコンクリート塊、アスコン塊、建設発生木材（の合計）

のいずれか該当する場合
- 3) 実施が義務付けた場合は、工事受注後、又は変更協議後、すみやかに、もしくは施工計画書（変更計画書も含む）の提出にあわせて、「再生資源利用**計画書**」及び「再生資源利用促進**計画書**」を作成して、監督員に提出すること。
- 4) 実施が義務付けた場合にあつて、状況の把握が完了したときは、すみやかに、又は工事完成後、もしくは竣工書類の提出にあわせて、「再生資源利用**実施書**」及び「再生資源利用促進**実施書**」を作成して、監督員に提出すること。

【2】建設副産物実態調査

この工事では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、いわゆる「建設サイクル法」のこと）附則第4条、及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年建設省）等を背景とする国土交通省所管の建設副産物実態調査（センサス）の対象に義務付けられるものとする。

【取扱留意事項】

- a) 原則、建設副産物情報交換システム（COBRIS等）による。これにより難しい場合、国土交通省が提供するエクセル形式の様式を活用する。
- b) 提出の媒体方法については、工事監督員の指示による。
- c) これまでの他又は詳細については、工事監督員の指示もしくはその他協議等による。

交通規制について（特記仕様書）

- 1) この工事は、目的構造物の安全性、施工性、及び品質等を確保するために、やむを得ず必要と認める範囲で、車両及び歩行者等の通行規制、並びに交通誘導警備業務が伴うものと計画する上で、あらかじめ、下記に明示するので、考慮(留意)すること。

《基本考慮事項》

- | | | | | |
|----|------|----------|-----|----------------------|
| a) | 路線状況 | ．．．．． | ．．． | 単路状況 |
| b) | 規制制限 | ．．．．． | ．．． | 原則、相互通行による制限（一時通行止可） |
| c) | 誘導配置 | ．．．（主状況） | ．．． | 任意の配置 |
| | | （従状況） | ．．． | 任意の配置 |

- 2) 交通誘導(警備業務)員の資格等について

本工事は、一般国道、主要道道、又は市街地に係る工事現場でないため、警備業法に定める「交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定合格警備員」を、交通誘導警備業務を行う場所（他の警備員の指揮及び監督できる範囲）ごとに、配置することは、支障のない範囲で、課せられない。

なお、参考までに、設計積算上の区分は右表のとおりとする。

設計労務単価区分	定 義
交通誘導員 A	交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格警備員
交通誘導員 B	交通誘導員 A 以外の警備員

- 3) 上記までの条項に基づくこれの程度低下又は廃止もしくは設計変更は、次の場合を除いて、原則、できないものとする。
- i) 所轄警察署及び関係機関等との協議により計画変更が生じた場合
 - ii) 交通規制に関わる主工種の計画変更が生じた場合
 - iii) その他やむを得ない事情が生じた場合
- 4) 上記までの条項により難い場合にあっては、別途、監督員と協議すること。

※見積策定単価は以下のとおりとする

	材料費	見積徴収先
単9号	排水パイプ(材料費) 床版水抜きパイプ φ48.6、SUS304 伸縮タイプ300 フレキシブルチューブ	大商産業株式会社 TEL011-614-8885 株式会社キョクシン製作所 TEL011-769-9875 株式会社 H・C・M TEL011-374-1630
単16号	当て板補修(材料費) アルミ合金版t=1.5mm 曲げ加工含む タッピングスクリューボルトM4×13(アルミ板用) 金属パテ含む	大商産業株式会社 TEL011-614-8885 株式会社キョクシン製作所 TEL011-769-9875 株式会社 H・C・M TEL011-374-1630

完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日工事【現場閉所】の実施について

- 1) 本工事は、完全週休２日（土日）及び月単位の「週休２日工事」の対象工事である。
- 2) 受注者が完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休２日が達成できない場合においても通期の週休２日による施工を行わなければならない。
- 3) 完全週休２日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。
月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間及び夏期休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。
工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
- 4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 5) 完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。
ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
月単位の４週８休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
通期の４週８休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。
- 6) 週休２日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休２日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7) 週休２日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 1. 受注者は、週休２日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 2. 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
- 8) 週休２日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- 9) 現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数を、労務費、共通仮設費率、現場管理費率に乘じる。市場単価方式についても、現場の閉所状況に応じて補正係数を乗じるものとする。ただし、土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅵ編第Ⅱ章市場単価に掲載されている工種のみ補正対象とする。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

1) 現場の閉所状況

上記 5 に示した現場の閉所状況を達成した場合。

2) 補正方法

当初予定価格では、月単位の 4 週 8 休の補正係数を各経費に乘じている。休日率の達成状況を確認後、完全週休 2 日を達成した場合は、完全週休 2 日（土日）の補正係数に設計変更をする。なお、月単位の 4 週 8 休に満たないものについては、補正を減ずる設計変更をする。

ただし、週休 2 日工事実施要領においては、工事着工前に取組を協議することとしており、設計変更の可否は、その協議により定めた取組内容（「完全週休 2 日」、「月単位の週休 2 日」、「通期の週休 2 日」）に対して判断する。よって、結果的に履行状況が、当初協議した取組内容を上回る場合であっても、それに係る経費の補正は行わない。

※ 設計変更の事例：週休 2 日工事実施要領[別紙－1：7 補正方法]を参照

ホームページ URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html>

【補正係数】

完全週休 2 日（土日）

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

4 週 8 休以上（月単位）

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.02

市場単価方式の週休 2 日補正は、下記ホームページによる。

ホームページ URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shukyufutsuka.html>

- 1 0) 「週休 2 日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。

アンケートフォームURL: https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/syuukyufutuka_ssl/

- 1 1) 週休 2 日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

川向橋修繕工事 特記仕様書

1. 鏡面防水工

- 1) 補修材及び施工方法は設計図書及び監督員の指示によるものとし、天候等の施工条件に留意して施工を行うものとする。

1. ひび割れ補修工

- 1) 施工前に設計で想定している損傷箇所及び、他にひび割れ部が無いか調査を行い、補修箇所及び範囲について監督員と協議しなくてはならない。
- 2) 下地処理及び清掃により不純物を除去した後に施工を行うものとする。
- 3) 補修材及び施工方法は設計図書及び監督員の指示によるものとし、気温等の施工条件に留意し施工を行うものとする。

5. 歩掛及び資材単価策定について

本工事については下記の工種で歩掛及び資材の見積もりを徴取し算定している。

- ・単- 8号 排水パイプ設置工
- ・単- 9号 床板パイプ（材料費）
- ・単-16号 当て板補修（材料費）
- ・単-17号 当て板補修（施工費）

上記工種について歩掛の妥当性を検証する為、設計変更の有無に関わらず、下記の内容について実績を報告すること。

- ① 施工日数
- ② 作業人員
- ③ 機械運転時間

6. 全体事項

各法令および共通仕様書、設計図の注意事項を確認し施工すること。